

2015年11月4日
文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会提出資料

TPP協定の著作権に関する3つの 事項についての意見

一般社団法人日本音楽著作権協会
常務理事 浅石道夫

一般社団法人 日本音楽著作権協会
<http://www.jasrac.or.jp>

はじめに TPP協定の大筋合意について²

- 2015(平成27)年10月5日付けで公表された「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」は、「第18章.知的財産」(30ページ)で「『知的所有権の貿易関連の側面に関する協定』(TRIPS協定)を上回る水準の保護と、知的財産権の行使(民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等)について規定し、もって、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている」としている。
- 著作権に関する事項については、上記のとおり「知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている」と評価することができることから、当協会としては概ねこれに賛成する。

1 著作物等の保護期間の延長

- 著作物の保護期間を原則として著作者の死後70年に延長とすることにより、アメリカ合衆国、EU主要国、OECD全加盟国(34か国)の保護期間が70年(以上)に統一されることとなる。
- デジタル化とネットワーク化の進展により、著作物の創作・流通・利用は国境を越えて行われているため、保護期間の70年への統一化は国際的な制度調和の観点から評価することができる。

2 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

- 著作権等侵害罪の一部を非親告罪とすることは、悪質な営利目的の違法複製や反社会的勢力による金銭目的の海賊版頒布などの規制に有効と思われるが、制度化に当たっては「商業的規模」や「市場における原著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合」について明確化を図ることが必要である。
- インターネット上に違法なコンテンツがまん延している現状を鑑みて、海賊版の頒布等に対する権利行使の実効性が十分確保される制度とすべきである。
- また、公訴の提起の判断の際には、被害者が処罰を望んでいるか否かを十分斟酌するなど、適切に制度が運用されるべきである。

3 損害賠償制度の見直し

- 著作権侵害行為は密室性が高く、比較的小規模な侵害が多発する傾向にあり、一般の権利侵害以上に損害額の立証が困難である。
- 仮に、立証することができるとしても、弁護士費用や裁判費用のほか相当の時間と労力を要し、費用倒れに終わることや訴訟の提起を断念することも少なくないものと思われる。
- 司法救済の実効性の確保、著作権侵害の「やり得」の排除、将来の侵害の予防の観点から法定損害賠償等の導入は有効であると思われる。

御清聴ありがとうございました。